

3 指導の重点

(1) 各教科、特別の教科 道徳、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動

ア 各教科

- (ア) 「三鷹市小・中一貫カリキュラム（更新版）」、「三鷹中央学園小・中一貫カリキュラム」に基づく連続性と系統性のある計画的な学習活動を行うとともに、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を推進し、「主体的・対話的で深い学び」の実現と、カリキュラムマネジメントの視点からの授業改善を図ることで、児童に基礎・基本の力を身に付けさせる。また、言語活動の充実等を図ることにより、思考力・判断力・表現力の育成に重点を置く。
- (イ) 基礎・基本の力の定着に当たっては、「三鷹『学び』のスタンダード」（学校版）や「新アクションプラン」を踏まえるとともに、ユニバーサルデザインの視点に基づいた児童にとって最適な指導・支援を行い、家庭での学習習慣の定着に向けて、家庭との連携も重視する。
- (ウ) 算数において個に応じたきめ細やかな指導を行うため、「習熟度別ガイドライン」に基づいた習熟度別学習を充実させることで学力向上を目指す。また、低学年から児童の実態や発達段階を考慮しながらチーム・ティーチングや習熟度別学習を取り入れ、個々の学習状況に応じた指導・支援を行うことで算数への興味・関心を高めるとともに、数学的な考え方の基礎を養う。「三鷹市学力テスト」、国や都の学力調査結果を踏まえ、課題に正対した指導を行う。また、第5・6学年の理科・社会・外国語において一部教科担任制を行い、第1学年から第4学年では一部教科担任制や学年合同授業、交換授業等を推進することで授業の質の向上を図る。相互乗り入れ授業による専門的な指導ができる中学校教員とのチーム・ティーチングを外国語・体育で実施することで、小・中9年間を意識した授業の充実を図る。
- (エ) 保護者や地域の方などの人財や学習ボランティアを積極的に活用するなどして、児童の実態を踏まえた個に応じたきめ細かい指導を行い、基礎学力の定着を図る。みたか地域未来塾や夏季休業中の学習補充教室の一層の活用を進める。特に個に応じた指導による児童の学力向上を目指すとともに、家庭学習の習慣化について保護者への啓発を行い、積極的に推進する。
- (オ) 朝学習の時間を活用し、東京ベーシックドリルを用いた効果測定や基礎的なドリル学習、学習用タブレット端末を活用した学習（eライブラリ等）、朝読書等を実施し、静かな学習環境を定着させ、効果的に学習の習慣付けを図る。
- (カ) デジタル・シティズンシップ教育の視点から、学習用タブレット端末を様々な場面で有効に活用し、基礎基本の定着、「思考力・判断力・表現力」の育成を図る。GIGA スクールマイスター、GIGA スクール研究開発委員作成の指導計画や研究成果等も活用し、様々な学習形態でICT（短焦点プロジェクターも含む）を活用した授業を推進する。あわせて、情報モラル教育、デジタル情報に対する批判的態様の育成、プログラミング教育も系統的に指導する。
- (キ) 学習指導要領の評価の観点「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「主体的に学習に取り組む態度」の具体的な評価規準、評価方法について共通理解を図るとともに授業時間内の形成的評価についても重視する。児童についても、問題解決型学習において明確なめあてをもたせ、自己評価の日常化を図り、児童自身が適切に自己評価をすることができるようにする。

イ 道徳

- (ア) 道徳教育推進教師を中心に「道徳教育全体計画」に基づき、全教育活動を通じた道徳教育を推進していく。「特別の教科 道徳」においては、教科書を使用した「考え、議論する道徳」を行い、問題解決的、体験的な学習を各学年の年間計画に沿って指導するとともに、評価の改善・充実を図る。いじめ防止や人権教育としての観点も踏まえ、各教科及び特別活動と関連させながら、道徳的価値の理解と実践力の向上を目指す。
- (イ) 道徳教育について、家庭・地域に対しても、心の教育にかかわる啓発を推進する。道徳授業地区公開講座を学校公開日に実施し、「特別の教科 道徳」の趣旨を周知するまた、主題に関連する講話や協議会を行い、道徳教育に関する関心を高め、家庭・地域と共に児童の道徳的心情を育む取り組みにつなげていく。
- (ウ) 「学校2020レガシー」の取組としてパラスポーツの学習や体験等を行い、ダイバーシティの考え方を学ばせる。

ウ 外国語・外国語活動

- (ア) 第1・2学年においては、外国語（英語）活動として「三鷹市小・中一貫カリキュラム（更新版）」「三鷹中央学園小・中一貫カリキュラム」を基に、年15時間以上実施する。第3・4学

年においては、外国語（英語）活動として文部科学省作成の「“Let's Try!”」を活用し、年間35時間以上実施する。

- (イ) 指導教諭は、模範授業、校内での授業参観、チーム・ティーチングなどを行い、教員の指導力向上を図る。
- (ウ) 専門性の高い主任・指導教諭が一部教科担任制を活用して高学年の外国語を指導することで、児童の興味・関心を高め、外国語の基礎を育む。

エ 総合的な学習の時間

- (ア) 「かんがえる子」を育成するため、学習のねらいを明確にして児童が探究の過程を繰り返すことができるような単元を設定し、「課題を発見し、設定する」「解決の方法や手順を考え、見通しをもって計画を立てる」「多様な情報を収集し、整理・分析する」「明らかになった考えや意見をまとめ、表現する」力を身に付けさせる。また、これらの資質・能力を身に付けさせるために、休業日等における総合的な学習の時間の学校外の学習活動を効果的に取り入れる。
- (イ) 「国際理解」「情報」「環境」「福祉・健康」「防災」等の探究課題に対し、自ら具体的な課題を設定し、新しいことに挑戦しようとする意欲を高める。「問題の明確化」→「計画」→「実行」→「外部評価」→「再実行」→「まとめ（評価を含む）」といった学習過程を設定するとともに、教科横断的な指導等を柔軟に行い、カリキュラムマネジメントを進める。
- (ウ) 「三鷹中央学園小・中一貫カリキュラム」の「三鷹地域学習」に基づく地域の人財や施設を活用した稲作や畑作等の体験活動、防災教育、キャリア・アントレプレナーシップ教育を地域と協働して行っていく。
- (エ) 各種防災教育補助教材や（一社）みたかSCサポートネット作成の副読本「カンガエル地域防災（改訂版）」等を活用し自助・共助・公助の意識を育てる。また、「三鷹中央学園防災教育年間計画」に基づき、小・中9年間を見通した活動を設定する。ミニ防災訓練など、家庭や連雀地区住民協議会等の地域人財と連携した活動にも取り組む。

オ 特別活動

- (ア) 協力してより良い学校生活を築くことのできる児童を育成するため、学級活動の内容を計画的に実施し、「自主的・実践的な態度を育成する指導」を継続して行う。様々な活動を行う中で、該当学年の取り組む姿勢を学校全体に紹介していく。
- (イ) 自ら心豊かにし、すすんで他に奉仕しようとする態度を育てるために、校内や地域の美化活動や高齢者や幼児等との交流活動を充実させる。学園の交流委員会が中心となり、第三小学校との全学年での交流や第四中学校の生徒会との交流を積極的に進める。相互に協力しながら、あいさつ運動や地域の清掃活動、募金活動等の交流活動等、各学年でボランティア活動に取り組む。
- (ウ) 委員会活動では、学校生活の充実と向上を図るための諸問題の解決に向けて、それぞれの委員会の立場からの改善・向上を図ることができる活動を計画する。児童の考えや児童の発想を中心とした取組を実践し、全校児童に広げていく。
- (エ) クラブ活動を、児童の学校生活の楽しさや充実感につながることを目指して運営し、異年齢での好ましい人間関係形成、自己理解や個性の伸長を図る。また活動の成果については、クラブごとに発表の仕方や内容を工夫し下級生に伝えていく。
- (オ) 問題行動や自殺等の防止に向け、「SOSの出し方に関する教育」等の資料を活用し、高学年の児童に対し、SOSを自ら出せる指導を行うとともに、学校・家庭・地域が情報交換をするなど連携して児童の出すSOSのサインを捉えることができるようにする。

(2) 特色ある教育活動

- ア 校内に設置した田んぼや校内の学校農園を活用した農業生産活動をはじめ、環境・栽培委員会の「花いっぱい運動」等、地域人財の指導のもと、植物を栽培する体験を積み重ね、自然と触れ合う良さを味わい、自然を愛する心を育む。また、「学校版 環境マネジメントシステム」の取組を通して、環境標語への応募、資源の再利用等、3R（リデュース、リユース、リサイクル）等、環境保護活動への意識を高める。これらの活動は、SDGs「陸の豊かさも守ろう」、「つくる責任つかう責任」等の目標の一環としても取り組む。
- イ 語彙力を高めるとともに思考力・判断力・表現力を向上させるために、読書活動及び図書館活用を推進する。朝読書、地域・保護者による読み聞かせ、読書旬間に学園・学校の様々な取組等を行う

とともに、家庭読書等により家庭に対する啓発を行う。また、各教科、総合的な学習の時間等において問題解決学習を行う際、図書館を積極的に活用する。

- ウ 健康に対する興味・関心を高めるための健康教育、食育を充実させる。一般的な感染症予防も含めた保健指導、保健の授業において講師を招聘して行う「がん教育」等を通して、児童が自分の健康について考えることができるようにする。給食に関わる様々な活動、給食の献立作り等、食に対する知識を身に付けさせるとともに、自身の食生活についても考えさせる。
- エ 豊かな人間性や社会性、豊かな情操を育むために、縦割り班活動を年間1回実施するとともに、縦割り班を活用した集会活動等を行う。また、音楽クラブを母体とした吹奏楽クラブの課外活動では、学校行事や地域の行事に参加していく。
- オ 「三鷹中央学園防災教育年間計画」に基づいた地域の自主防災に対する意識を高める教育活動を、9年間を見通して推進していく。防災・防犯意識を高めるため、避難訓練に加え、地域人財と連携した防災授業を行う。また、放課後の校庭開放や学童に通っている児童を主体とした学校敷地内での防犯避難訓練を地域子どもクラブ、学童保育所、警察・学校で協働して行う。
- カ 小学校と小学校、小学校と中学校が年間を通して交流活動に取り組む。中学校体験学習、部活動見学、児童・生徒代表者会議等も行う。また、児童・生徒間のメッセージ交流や四中ギャラリー等の間接的な交流により、努力や活躍を見付け伝えようとする心、中学生にあこがれる心情等を育む。

(3) 生活指導・進路指導

ア 生活指導

- (ア) 「いじめ」根絶のために「三鷹市いじめ防止対策推進条例」「三鷹市いじめ防止対策推進基本方針」本校の「学校いじめ防止基本方針」を基に、「学校いじめ対策委員会」が中心となり、教職員・児童が家庭・地域、関係機関等と連携しながら、法の定義に基づきいじめの認知・対応として様々な取組を組織的に行う。代表委員会によるいじめ防止標語の呼びかけ等、児童が自発的に取り組む機会を設定し、自ら「いじめ防止」に向けて行動できる児童を育む。
- (イ) いじめや自殺予防に向けた、SOSのサインを自ら出せる指導を主に高学年児童に行うとともに、教職員がそのサインを捉えられるように、児童が気軽に相談できるような教職員との信頼関係を一層整えていく。教職員の児童理解力向上に向けた研修、いじめ防止、早期解決に向けた研修を年3回以上実施する。
- (ウ) 長期欠席・不登校の児童に対して、校内委員会が中心となり作成する登校支援シートに基づく対応を確実に行う。家庭と連携するほか、児童の実態に応じ適応支援教室や子ども家庭支援センター等の関係機関と連携し、児童の支援を組織的に行う。
また、教室で過ごすことが困難な児童に対して、教室以外の落ち着いて過ごせる場所を用意し、別室対応支援員を中心に適切かつ継続的な支援を行っていく。
- (エ) 週1回開催する生活指導夕会で情報の共有を図り、児童の「いじめ」、問題行動の防止や早期発見、早期対応を行う。さらに生活指導上、配慮が必要な児童について、年3回の生活指導全体会で共通理解を図ったり、研修を行ったりする。校内教育相談（スクールカウンセラー）の機能を活用しながら、児童相談所、子ども家庭支援センター、三鷹警察署等の外部機関とも連携し、適切な指導・支援を行う。スクールカウンセラーからの情報は、必要に応じて教職員で共有する。
- (エ) 「三鷹『学び』のスタンダード」（家庭版）、新「アクションプラン」を踏まえた取組を家庭・地域と連携して取り組む。そうすることによって、児童が基本的な生活習慣を身に付け、自ら行動できる自立意識を醸成する。
- (オ) 児童があいさつの重要性や必要性を理解し、自らすすんであいさつができるよう指導する。校内でのあいさつ運動、学園生としての意識をもち行う「三鷹中央学園あいさつ運動」を継続して行う。また、教育活動を通じた地域との交流を深め、校内だけでなく、地域の方へのあいさつの励行についても指導する。
- (カ) 日常の指導に加え、「SNS東京ルール（東京都教育委員会作成）」や保護者向けリーフレット「ネット社会を生きる力を育むために（三鷹市教育委員会指導課作成）」等を活用してデジタル・シティズンシップ教育の考え方に基づく情報モラルの充実を図り、Netモラルの活用や話し合い活動等を通じて児童自らが活用方法やルールを考え、行動規範をもって取り組めるように支援していく。さらに、児童がより良い使い手になるためのルール作りを考え、実行していく機会を作る。学習用タブレット端末の活用にあたっては、「三鷹市学習用タブレット端末の使い方のルール」本校の「学習用タブレット端末の使い方のルール」について保護者との共通理解も図りながら、徹底を図る。保護者と連携しながら防犯・不審者対応等についても避難訓練やセーフティ教室、

地域安全マップ作り、薬物乱用防止教室等を活用する。関係機関と連携しながら、防災や防犯等の安全教育の充実を図る。

(キ) 登下校時の道路の歩き方や放課後等の自転車の乗り方等の指導を日常的に行うとともに、地域団体の協力による歩行訓練、自転車教室、安全パトロール、スクールエンジェルスの見守り等により、児童の交通安全に対する意識を高め、教職員や保護者の危機意識も高める。

イ 生き方・進路指導

(ア) 自己の可能性を追究し、将来への希望をもって生活しようとする態度を育てるために、総合的な学習の時間、「特別の教科 道徳」、特別活動を通して、自他のよさを認め、めあてをもって生活する意欲を高める指導を計画的に行う。キャリア・アントレプレナーシップ教育を通して、自分の生き方について考えさせる。各学年の指導計画を作成するとともに、キャリア・パスポートを活用し、小・中9年間で計画的・系統的なキャリア教育を行い、児童・生徒に、望ましい人間関係を築く力、夢や目標をもち課題に対応して生きる力、自己理解や自己受容のもと自己の生き方を追究する力、社会に貢献する態度を育成する。

(イ) 将来の進路や職業について考え、中学校へ希望をもって進学できるよう、第三小学校の児童や第四中学校の生徒との交流を計画的に設定するとともに、地域人財、企業等の協力の下、生き方やキャリアにかかわる学習や体験活動の充実を図る。

(4) 教育支援

ア 「三鷹市教育支援プラン2022（第2次改訂）」を踏まえ、通常の学級の担任・専科教員と教育支援学級担任、校内通級教室の教員とが連携し、ユニバーサルデザインの考え方にに基づき、通常の学級に在籍する個々に課題のある児童に適切な支援を組織的に行う。情報の共有を密に図り、児童理解を深め、より個に応じた指導を学校全体で推進する。

イ 教育支援コーディネーターを中心に、スクールカウンセラーや外部機関と連携した校内委員会を機能的・組織的に活用する。児童個々の課題の解決、登校支援、家庭との連携等について協議し、共通理解を図ることで、より個に応じた支援体制を構築し、一人ひとりがよさを発揮できる指導を行う。

ウ 「心のバリアフリー」の推進を図り、固定学級や副籍制度に基づく交流活動を行う。固定学級については、行事や授業等で意図的に交流する時間を設定する。副籍児童については、本校の学区域に居住し、都立特別支援学校小学部に在籍する児童を対象に、学校行事の参観や授業に一部参加する等の機会を設け、児童同士の交流を通して共に生きていくという意識や多様性を尊重する態度を醸成する。

エ 校内通級教室拠点校として、「校内通級教室」の円滑な運営を行うとともに、担当する児童の在籍学級の担任とも連携しながら、個別指導計画を基に、児童一人ひとりの学習上、生活上のニーズに適切に応じた指導と支援の充実を図る。

オ 児童が学習内容を確実に身に付けることができるよう、児童の実態や「三鷹市学力テスト」等の調査結果の分析等を基に、必要な指導・支援体制を構築する。個別指導や習熟に応じた指導等を工夫するとともに、補習等の支援も行う。

(5) 体力・運動能力向上

ア 体力調査の結果や児童の実態を基にした体育科の授業改善を推進する。児童が課題をもち、その課題に向かって主体的に運動に取り組むことができる授業づくりに取り組む。児童に自らの体力の実態を把握させ、運動の必要性を理解できるようにする。体力調査の結果等に基づいて個々の児童が自らの伸びを具体的に振り返るようにし、必要な力や手だてを理解させ体力の向上を図る。本校全体の課題である「柔軟性」「走力」「持久力」については、体育科の授業で重点的に指導するとともに、体育旬間においても充実を図る。

イ 体育科授業以外の体力向上の取組で「一校一取組」として「縄跳び旬間」、「走れ走れ旬間」等を行う。この取組を発展させ、休み時間に運動する機会を多くする。年間を通じて運動の日常化を図る。

ウ 「一学級一実践」として、全学級で体力向上のための具体的な取組目標を立てる。めあてと自己評価を明確にした個別の学習カードを活用したり、自己評価をするために学習用タブレット端末の動画機能を活用したりするなどし、年間を通じた運動の取組を行う。

(6) その他

ア 教員研修の機会の設定

学習指導要領を深く理解し、円滑かつ適切に授業を行うことができるよう研修を推進する。校内研究での授業を年4回設定するほか、年3回の授業観察時にもお互いの授業を参観し、意見交換する機会を設定する。また、鷹教研や校外の研修会で学んだことを全体に紹介したり、ミニ自主研修会を実施したりすることで教員一人ひとりの授業力向上を目指す。合わせて、学習状況を適切に評価することができるよう、評価についての研修を実施する。学習用タブレット端末の活用についても GIGA スクールマイスターを中心にデジタル・シティズンシップ教育の理解等、定期的に研修の機会を設定する。

イ 「三鷹市小・中一貫カリキュラム(更新版)」及び「三鷹中央学園小・中一貫カリキュラム」の活用
「三鷹市小・中一貫カリキュラム(更新版)」を効果的に活用するとともに、「三鷹中央学園小・中一貫カリキュラム」の見直しと検証を行う。学園研究において、学園カリキュラムに基づいた指導のポイントを明確にし、その手立てを工夫した授業を行い、学園カリキュラムの評価・改善を行う。

ウ カリキュラムマネジメントの推進

本校の児童の実態、家庭・地域の状況等を踏まえ、新「アクションプラン」に基づき、児童に身に付けさせたい力を学校内だけでなく家庭・地域とも共有した授業づくりを行う。内容によって教科横断的な指導を効果的に行うとともに、学習の成果と課題を評価し、改善を図る。(PDCA サイクルで考える。) またコミュニティ・スクール委員会を中心とした地域・保護者に対して、本校の教育内容を周知し、協働の機会や評価をしていただく機会を設定していくことで、スクール・コミュニティの実現につなげていく。

エ 人権教育

一人ひとりの児童が発達段階に応じて、人権の意義や内容、重要性を理解し、自己肯定感、自尊感情を高めると同時に、多様性を認めることも含めて、他人の大切さを認めることができるようにする。また、教員の研修を行い、人権感覚をアップデートしながら磨いていくとともに、人権教育の全体計画や年間指導計画に基づき、全教育活動を通して児童一人ひとりへの指導の徹底を図る。

オ 幼保小連携

幼保小の円滑な接続を考慮し、児童の発達や学びの連続性を保障した教育活動を行うために、スタートカリキュラムを熟慮し、生活科を中心とした合科的・関連的指導を行うなど、1年生の入学当初の指導にいかす。スタートカリキュラムは近隣の幼保に対しても幼保小連絡協議会等で共有する。また、近隣の幼保の年長児に学校に来てもらい、学校内を案内したり、1年生との交流活動を行ったりすることによっても幼保小連携を図る。

カ 働き方改革

「三鷹市立学校における働き方改革プラン」に基づき、学校教育の質の維持向上を目指した「学校の働き方改革」の趣旨を踏まえ、学園・学校の教育活動がより円滑に進むように、教職員の働き方改革を推進する。教職員が児童と十分に向き合い、意欲的に、余裕をもって学園・学校の教育活動に取り組めるよう、教員一人ひとりの意識改革やスクールサポートスタッフや校務支援システムの活用等、校内環境の整備を図る。